

概算事業費及び事業スケジュールについて(案)

本資料では、市場調査結果(メーカー見積)等を参考に、基本計画策定時点の新たなごみ処理施設等の整備・運営に係る概算事業費を整理する。また、当該概算事業費について循環型社会形成推進交付金及び一般廃棄物処理事業債等を活用した場合の財源予測をまとめる。

さらに、施設の稼働開始までの事業スケジュール(案)を示す。

1. 概算事業費

(1) 財政支援制度

- ① 本施設の建設に当たっては、国の財政支援制度のうち、循環型社会形成推進交付金<sup>注1)</sup>及び一般廃棄物処理事業債<sup>注2)</sup>等の活用を想定する(表 1)。
- ② これらの制度を活用した場合の財源構成イメージを図1に示す。

表 1 循環型社会形成推進交付金及び一般廃棄物処理事業債の概要

対象施設	循環型社会形成推進交付金	一般廃棄物処理事業債
可燃ごみ処理施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設 交付率1/3 (ただし、高効率エネルギー回収に必要な設備やそれを備えた施設に必要な災害対策設備は交付率1/2)	交付対象事業: 充当率90%、 交付税措置50% 交付対象外事業: 充当率75%、 交付税措置30%
不燃・粗大ゴミ処理施設	マテリアルリサイクル推進施設 交付率1/3	
プラスチック類資源化施設		
ストックヤード		
剪定枝資源化施設	有機性廃棄物リサイクル推進施設 交付率1/3	

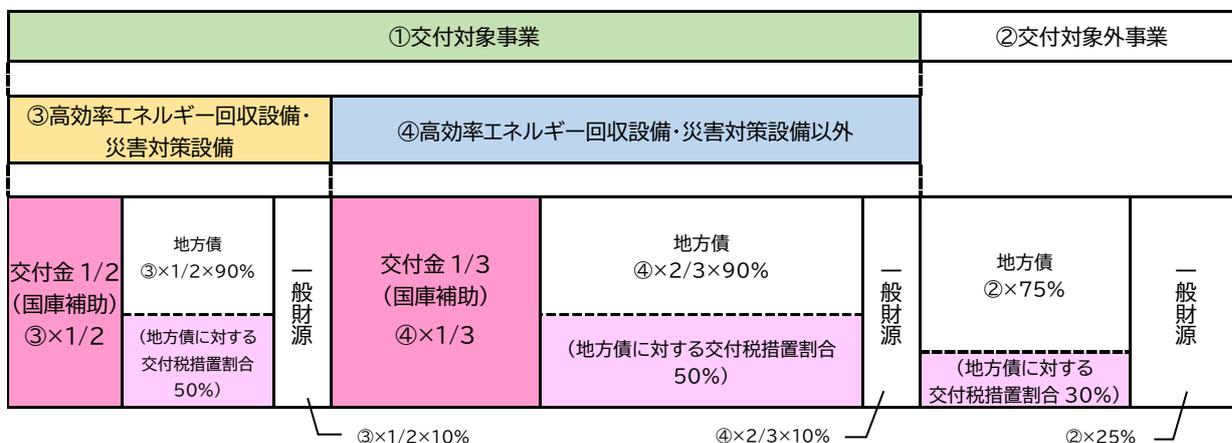


図 1 財源構成イメージ

(2) 概算事業費

- ① 市場調査結果(8社回答)等に基づき整理した概算事業費を表 2 に示す。
- ② 施設整備費について、可燃ごみ処理施設は約 303 億円、事業全体で約 422 億円(市場調査結果は約320～約550億円)となった。また、建設工事等と別発注を想定している内水対策のための造成工事費は約 41 億円である。これを含めた事業全体の総概算事業費は約 463 億円となった。
- ③ 運営・維持管理費については、市場調査結果(7社回答)に基づき整理すると年間当たり約 12 億円(DBO方式、税込)と想定されるが、一般財源で賄うものとする。
- ④ 基本計画における概算事業費は、現段階での市場調査結果(見積)を踏まえた施設整備費についての整理であり、事業者選定までの業務委託費や用地費、周辺道水路の整備等は含まれない。  
今後の社会情勢や経済情勢により事業費は変動するものであるが、より経済的な施設整備や運営の詳細仕様等を検討する等、引き続き事業費の精査・検討を進める。

表 2 概算事業費(DBO方式、税込)

項目	概算事業費	備考
施設整備費 <sup>※1</sup>	約 422 億円	市場調査結果は約320～約550 億円
可燃ごみ処理施設	約 303 億円	
マテリアルリサイクル推進施設等 <sup>※2</sup>	約 119 億円	
造成工事費 <sup>※3</sup>	約 41 億円	
合計	約 463 億円	

※1 事業者選定までの業務委託費や用地費、周辺道水路の整備等は含まれない。

※2 マテリアルリサイクル推進施設等は、粗大・不燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設、剪定枝資源化施設、ストックヤード、その他費用(構内道路、調整池などの費用)を示す。

※3 内水対策の盛土(県道高さ+0.5m)について、コンサルタント調べにより安全側で事業費を想定した。今後地盤技術解析を行い、最適な工法を選定する予定である。

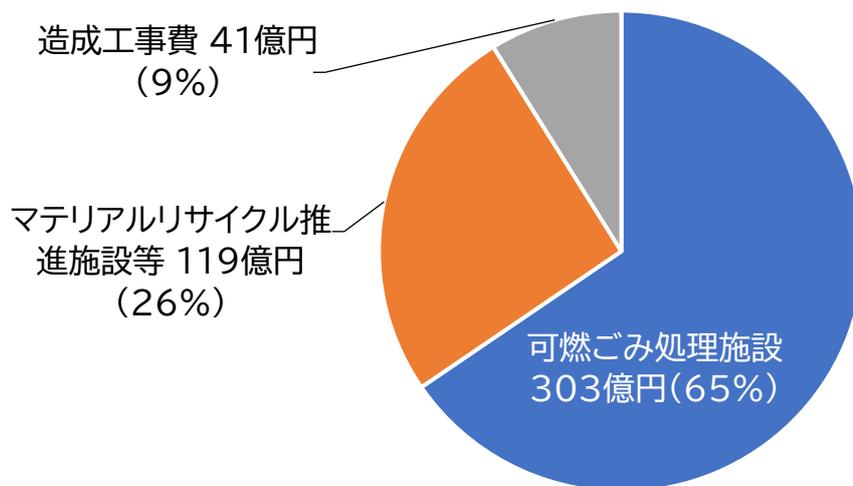


図 2 概算事業費(DBO方式、税込)

### (3) 財源予測

- ① 前項までの整理結果から、施設整備費に係る財源予測を表 3 に示す。
- ② 施設整備費に係る財源の内訳として、交付金は約 118億円、地方債は約 286 億円、一般財源は約 59 億円と想定される。

表 3 施設整備費に係る財源予測(DBO 方式・税込)

項目	施設整備費
交付金	約 118 億円
地方債	約 286 億円
一般財源	約 59 億円
合計	約 463 億円

※地方債の交付税措置は約121億円と想定される。

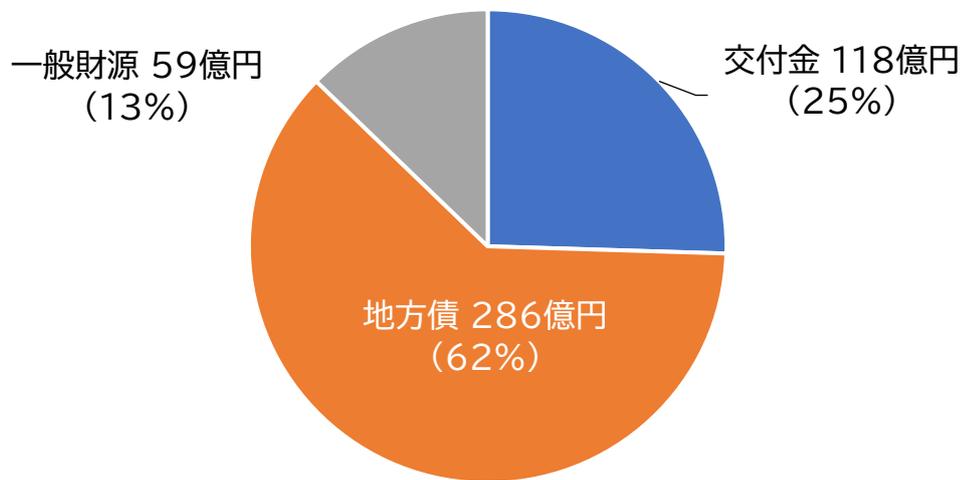


図 3 施設整備費に係る財源予測

## 2. 事業スケジュール(案)

- ① 新たなごみ処理施設の稼働までの事業スケジュール(案)を表 4 に示す。
- ② 主な調査・計画として、令和6年度に施設整備基本計画の策定、令和7年度にかけて生活環境影響調査<sup>注4)</sup>、令和6年度から令和8年度にかけて農業振興地域整備計画変更手続き<sup>注5)</sup>や都市計画決定手続き<sup>注5)</sup>など、建設予定地の買収に係る手続きを行い、令和9年度に事業者選定及び造成工事着手を目指す。
- ③ 建設工事期間については令和10年度から令和13年度の4年間としているが、市場調査では働き方改革や人材、資材不足による影響から、4.5～5年間とする提案があったことも踏まえて、引き続き検討を行う。

表 4 事業スケジュール(案)

項目	年度	2023年度 (令和 5 年度)	2024年度 (令和 6 年度)	2025年度 (令和 7 年度)	2026年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和10年度)	2029 年度 (令和11年度)	2030 年度 (令和12年度)	2031 年度 (令和13年度)	2032 年度 (令和14年度)
① 施設整備基本計画 (PFI 等調査を含む)		●————● 本建設検討委員会で協議									
② 生活環境影響調査		●————●									
③ 農業振興地域整備計画変更手続き		●————●									
④ 都市計画決定手続き		●————●									
⑤ 用地買収				●————●							
⑥ 事業者選定				●————●							
⑦ 造成工事					●———● 設計		●———● 工事				
⑧ 建設工事※							●———● 設計		●———● 工事 ● 施設稼働		

※建設工事期間(設計含む)については、4年間を見込んでいるが、4.5～5 年間で求めるメーカー提案もあったことも踏まえて、引き続き検討を行う。

### 3. (参考)当該事業に係る環境省通知について

- ① 循環型社会形成推進交付金について、令和6年3月29日の環境省通知により、令和10年度以降新たに着工する事業では施設規模の算定方法が変更となり、施設規模に対応した交付金の上限金額が適用される(表5)。
- ② 同通知では、施設規模100t/日以上150t/日未満の可燃ごみ処理施設について、交付対象経費上限額は107百万円/(t/日)となっており、先に示した概算事業費に適用すると通知前後で約58億円の差が発生する。
- ③ 本事業は令和9年度に造成工事の着工を予定しているため本通知の対象ではないが、令和10年度以降に着工となる場合、本通知が適用されることになり、交付金が減額し一般財源への負担が増大する。

表5 環境省通知の概要

項目	通知前	通知後 (令和10年度以降着工する事業が対象)	本計画への影響	
交付対象経費 上限額	上限額なし。 本事業の財源予測では、交付金対象経費は約215億円である。	施設規模に対する上限額あり。 施設規模100t/日以上150t/日未満の場合、107百万円/(t/日) 147t/日では約157億円が上限額となる。	現状のスケジュールであれば問題なし	
施設規模	計画 1人1日 平均 排出量	一般に、実績値を用いたトレンド推計により将来推計を行い、設定する。 本事業も同様の手法で設定している。	令和7年度において、平成24年度に対して排出量を約16%削減している場合や循環型社会形成推進基本計画で定める目標【850g/(人・日)】を達成している場合は、直近の実績値の95%以上の値を用いることができる。	通知前後で本計画の数値に大きな変動なし
	計画 収集 人口	一般に、上位計画や国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いて設定する。 本事業では構成市町の総合振興計画等に基づき設定している。	過去10年間の当該地域人口の実績値の動態をもとに推計を行う。	通知前後で本計画の数値に大きな変動なし
	災害 廃棄物 処理量	一般に、上位計画や過去の災害履歴等に基づき任意で設定する(明確な上限値なし)。 本事業は計画ごみ量の10%を見込んでいる。	施設規模に対し10%を上限とする。(ただし、処理区域外からの災害廃棄物を受け入れる旨が記載された災害廃棄物処理計画を策定している必要がある。)	現状のスケジュールであれば問題なし
	算定式	施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率  実稼働率: (365日 - 年間停止日数) / 365日 年間停止日数: 85日が標準値 調整稼働率: 0.96	施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率  調整稼働率は実稼働率に含み、年間停止日数は75日を上限とする。	反映済み

以上

## 【用語集】

本資料で用いる用語の意味は以下のとおりとする。

用語		内容
注 1)	循環型社会形成推進 交付金	市町村等が策定する循環型社会形成推進地域計画に基づく廃棄物処理施設の整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金
注 2)	一般廃棄物 処理事業債	一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行う施設整備事業に対して貸付を行う地方債
注 3)	交付税措置	地方債の返済にあたり、元利償還金の一部を国が地方交付税として措置する部分
注 4)	生活環境影響調査	施設整備基本計画で検討する予測・評価に必要な情報等を踏まえて、施設建設後の周辺の生活環境への影響予測を行う調査
注 5)	農業振興地域整備計 画変更手続き 及び 都市計画決定手続き	現在、農地として利用されている建設予定地について、農用地からの除外手続きを行い、ごみ処理場敷地として都市計画決定を行うための手続き